

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針



④分類ごとの管理に関する基本方針

a.庁舎等

総務課（行政G）

施設名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役場本庁舎 ・ 教育委員会庁舎 ・ 建設課庁舎
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 五ヶ瀬町役場庁舎は、本庁舎、建設課及び教育委員会棟があり調整機能を担う基幹施設として設置されています。本庁舎は1972年に建築され、1990年に増改築したものの建築から45年が経過しています。 ・ 日常・定期的な清掃及びメンテナンスを行ってきましたが、老朽化が進行している現状です。本庁舎に全ての部署が入りきれない状況にあり、建設課及び教育委員会は別棟に設置していますが、本庁舎同様に老朽化が進行しています。 ・ 障害者用トイレは、本庁舎のみに設置していますが、エレベーターが未設置であり、バリアフリー化が大きな課題です。 ・ 冬季の水道の凍結や暖房設備の不具合等、改善を行う必要があります。管理運用形態は町直営となっています。 ・ 平成29年度に行った耐震診断の結果、耐震性が極めて低いと判断されました。
質	<p>耐震診断の結果を受け、役場本庁舎、建設課及び教育委員会棟を解体し、新庁舎を建設することで施設の健全度を向上させます。</p>
量	<p>役場本庁舎、建設課及び教育委員会棟の3つの施設を解体し、新庁舎に集約します。</p>
運営費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎は、民間代替の可能性も低いことから町が保有・経営することを原則とし、定期的な修繕、光熱水費の縮減など維持管理費用の縮減に努めていきます。